

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 2 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 6 年 5 月 9 日 午前 7 時 45 分頃
2. 事故発生場所 熊取町紺屋二丁目 13 番 1 号地先
3. 相手方
[REDACTED]
被害者 [REDACTED]
親権者 [REDACTED]
4. 事故の概要 熊取町が管理する道路を相手方が自転車にて走行中、道路の損傷により飛散していた骨材が原因で転倒し、着用していた服等を損傷させたもの。
5. 損害賠償額 14,192 円